

中川事務所新聞

第 1 3 3 号
発行所
行政書士中川事務所
兵庫県姫路市

トピックス

【赤字法人割合が減少】

国税庁が公表した2013年度分標本調査によると、赤字法人は約176万社で全法人に対する割合は68.2%となり、6年ぶりに70%を割り込んだそうです。とはいえ、黒字法人が3社に1社という実態にはそれほど変化はないようです。

【二極化は拡大へ】

国税庁による同調査では、黒字法人の前年対比で
営業収入 11.8%増
所得金額 22.1%増
赤字法人割合が高水準で推移し



ている現状と照らし合わせると黒字企業の伸びが著しく、良い会社はさらに良くなり、悪い会社はさらに悪くなるという傾向がより鮮明になってきました。

【自転車保険の義務化】

兵庫県では4月1日から自転車を利用するすべての人が保険に加入しなければならない条例が実施されます（保険の義務化は10月1日から）。県が用意する保険プランは保険料1千円で対人・対物5千万円、保険料2千円で同1億円になるようです。

なお、一般的に対人・対物の損害賠償を賄う保険は個人賠償責任保険といって、民間保険会社の同保険に加入しておけば自転車に限らず幅広く対応できます。

【保険料率が変わります】

協会けんぽの料率が4月から変わります。
健康保険 10% 10.04%
介護保険 1.72% 1.58%
（いずれも兵庫県の場合）
給与計算をお間違えなく。

【4月の事務予定】

- ・4月決算法人期末実地棚卸
- ・1月決算建設業決算変更届
- ・2月決算法人確定申告&納税
- ・8月決算法人中間申告&納税
- ・新年度開始に伴う変更点对応
- ・花見



知ってお得！？法律雑学

Q. おしゃれな男性は美容室に行くと言いましたが、僕もカットに行こうかな？

A. それは法律違反の可能性が有ります。「美容師が髪を切るのは女性客に限る」（1978年厚生省局長通知）となっており、男性客のカットができるのはパーマをかけた時だ

けとされています。

理美容業界には他にも不思議な規制があり、理容師と美容師は同じ場所で働くことができないので、理容店では美容師は雇えないし、美容室では理容師を雇えないという雇用のミスマッチも起こっています。これは1947年に制定さ

れた法律で規制されているわけですが、戦後混乱期の規制が今も生き続ける典型的な事業抑制パターンです。



経営談義

【賃金はいつ上がるのか？】

アベノミクスの善悪に関してはマスコミで様々な報道がなされていますが、賃金に関しては否定的な意見が目立ちます。曰く「実感がない」と。

賃金をどう見るかは受取る側、払う側、分析する立場などでその見方が大きく変わります。受取る側は当然ながら自分の賃金に関してのみ興味があり、それが上がらなければ「実感がない」と答えるものではありませんが、それを前面に出すマスコミの報道には大いに問題があります。



通常、賃金が上昇する前には失業率が下がります。この時点で既存社員の賃金が上がらなくても社会の賃金総額は上がります（それまで無収入だった人が賃金を得るため）。そして失業者の絶対数が少なくなれば、既存社員の賃金上昇へとつながっていきます。

以上はマクロ的な見方ですが、これをミクロ的にみると、自社において例えばパートさんを雇おうとした場合、同じ労働条件であっても去年より今年の時給の方が高くなるということです。仮に去年雇った人の方が能力が高くても、今年雇った人の方が高給取りになるという逆転現象が起こります。そうなる则既存社員には転職の動機付けが働き、いずれにしても自社にとって

コストアップ要因になります。

新聞等で報道されている通り、建設業や介護関連業界では、大手企業による人材の囲い込みが始まっています。設備や財力ではなく人力で付加価値を生み出すことが多い中小企業にとってこれは大変な脅威です。

企業側の買い手市場で安く人材を集めることができる時代は既に終焉しているし、能力のある人材の絶対数が減少しているという認識を強く持つ必要があるでしょう。



姫路城再オープンイベントでブルーインパルスがやって来ました。これには感動しました。それにしても、飾磨駅はこれまで見たこともない大混雑で、電車に乗れない人も多数いました。私はバイクで好きなように動きました。

この春から高校に通うことになっていて姪が父親と遊びに来ていました。父親はすぐに帰ったのですが、姪はしばらく残留してから帰りました。人生初の一人旅は姫路から茨城県までの約750kmの大移動で、新幹線も特急もうまく乗継できたそうです。

あひざね

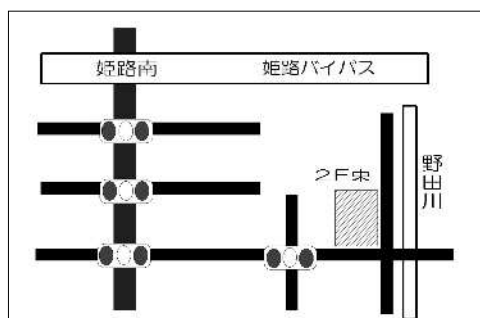
ワンストップ「経営・生活」サポーター

行政書士・中川法務会計事務所

法務会計事務所とは？

- ・ 予防法務（問題が起こる前の対策）
- ・ 戦略会計（経営に役立つ会計）
- ・ マネジメント（経営支援）

これらを駆使し、総合的にサポートする行政書士事務所です。



〒672-8043

姫路市飾磨区上野田2-1
田中ビル2階

TEL 079-243-1231

FAX 079-243-1233

nakagawa@assist-ltd.co.jp